



2024年4月22日

各 位

上場会社名 株式会社アマガサ
(東証グロース・コード3070)
本社所在地 東京都台東区上野1丁目16番5号
代表者 代表取締役社長 早川 良一
問合せ先 取締役 市川 裕二
電話番号 (03) 3871-0111 (代表)
(URL <http://www.amagasa-co.com/>)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が、クルーズ株式会社（東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号、代表取締役 小渕宏二）及び当時の同社連結子会社2社に対して、損害賠償請求の訴えを東京地方裁判所に提起しておりました。また、当社は、CROOZ EC Partners 株式会社（現 ヴェスタ株式会社、東京都目黒区大橋二丁目16番23号、代表取締役 工藤武尊）より業務委託料等請求訴訟を提起されておりましたが、本日、東京地方裁判所より判決の言渡しを受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 判決のあった裁判所および年月日
 - (1) 裁判所：東京地方裁判所（事件番号：令和2年（ワ）第22237号（以下、「第1事件」と言います）、令和2年（ワ）第22773号（以下、「第2事件」と言います）
 - (2) 判決日：2024年4月22日

2. 訴訟の経緯

当社は、クルーズ株式会社（東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号、代表取締役 小渕宏二、以下「クルーズ社」と言います）、当時の同社連結子会社であるCROOZ EC Partners 株式会社（現 ヴェスタ株式会社、東京都目黒区大橋二丁目16番23号、代表取締役 工藤武尊、以下「CEP社」と言います）、及びCROOZ SHOPLIST 株式会社（住所クルーズ社に同じ、代表取締役 仲佐義規、以下「SHOPLIST社」と言います。また3社を総称して「クルーズグループ」と言います）に対して、CEP社が当社の委託に基づき相模原 SHOPLIST 物流センター（神奈川県相模原市中央区田名3977-1）において保管・管理している当社商品について、2020年6月下旬以降出荷を拒否する等したことにより、春夏物商品の販売ができなかったことによる損害賠償金としてクルーズグループに対して、連帯して約94百万円の支払いを求める損害賠償請求訴訟を、東京地方裁判所に提訴しました。（第1事件）。

これに対して、CEP社は、上記の出荷拒否は、当社がCEP社からの取引条件見直し・取引継続の要請に応じず、当社が一方的に物流業務委託基本契約を中途解約したとして、物流業務委託基本契約の残存期間に関わる業務委託料等の支払い約448百万円の請求訴訟を当社に対して提起しました（第2事件）。

上記に対して、本日、東京地方裁判所により、下記4. 記載の内容の判決の言渡しを受けました。

3. 訴訟の相手

<第1事件被告>

(1) クルーズ社

1.	名 称	クルーズ株式会社
2.	所 在 地	東京都渋谷区恵比寿四丁目3番14号
3.	代 表 者	代表取締役 小渕宏二

(2) CEP 社

1.	名 称	CROOZ EC Partners 株式会社 (現ヴェスタ株式会社)
2.	所 在 地	東京都目黒区大橋二丁目 16 番 23 号
3.	代 表 者	代表取締役 工藤武尊

(3) SHOPLIST 社

1.	名 称	CROOZ SHOPLIST 株式会社
2.	所 在 地	クルーズ社に同じ
3.	代 表 者	代表取締役 仲佐義規

<第2事件原告>

(1) CEP 社

1.	名 称	CROOZ EC Partners 株式会社 (現ヴェスタ株式会社)
2.	所 在 地	東京都目黒区大橋二丁目 16 番 23 号
3.	代 表 者	代表取締役 工藤武尊

4. 判決の概要

- (1) 被告 CEP 社は、原告（当社）に対し、160 万 19 円及びこれに対する令和 2 年 9 月 24 日から支払済みまで年 3 分の割合による金員を支払え。
- (2) 原告（当社）のその余の請求をいずれも棄却する。
- (3) 被告 CEP 社の請求をいずれも棄却する。
- (4) 訴訟費用は、被告クルーズ社及び被告 SHOPLIST 社に生じた費用は原告（当社）の負担とし、原告（当社）及び被告 CEP 社に生じた費用は、第 1 事件・第 2 事件を通じ、これを 6 分し、その 1 を原告（当社）の負担とし、その余を被告 CEP 社の負担とする。
- (5) この判決は、第 1 項に限り、仮に執行することができる。

5. 今後の見通し

今後の対応につきましては、判決内容を十分に精査し、訴訟代理人とも協議のうえ決定いたします。本訴訟に関して、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以 上